

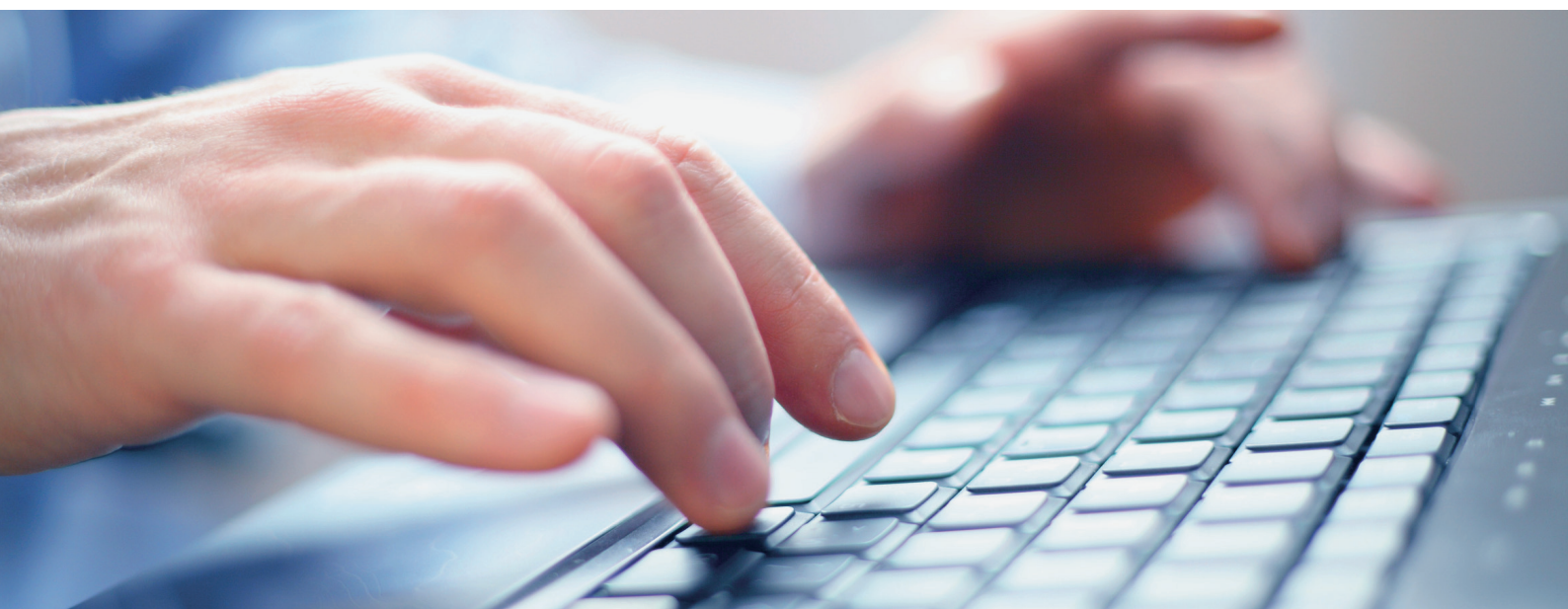
Movement by Perfection



The Royal League in ventilation, control and drive technology

# 一般購入条件

2024年11月



## 目次

|                  |   |
|------------------|---|
| 第1章 総則           | 3 |
| 第2章 取引           | 3 |
| ・ 第1節 個別契約の成立等   | 3 |
| ・ 第2節 納入及び検収     | 3 |
| ・ 第3節 品質保証及び仕様   | 4 |
| ・ 第4節 支給品及び貸与品   | 4 |
| ・ 第5節 価格及び支払い    | 4 |
| ・ 第6節 不良補償、製造物責任 | 4 |
| ・ 第7節 知的財産権      | 5 |
| 第3章 一般規定         | 5 |
| ・ 第1節 通則         | 5 |
| ・ 第2節 契約解除       | 5 |
| ・ 第3節 付則         | 6 |



# 一般購入条件

## 第1章 総則

### 第1条 (基本原則)

1. 本契約は、甲乙間の取引を通じ、相互の繁栄を図り、もって甲乙間の取引を円滑かつ合理的に維持促進することを目的とする。
2. 前項の目的を達成するため、甲及び乙は、信頼と協調に則り、信義に基づき誠実に本契約を履行することを約する。

### 第2条 (適用範囲)

本契約は、別段の定めがない限り、甲乙間の〔物品 / 部品〕の販売に関する全ての個別取引（以下「個別契約」という。）に適用するものとする。

## 第2章 取引

### 第1節 個別契約の成立等

#### 第3条 (個別契約)

1. 個別契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。但し、各個別契約に共通する事項について、甲乙協議の上、あらかじめ定めることができる。
  - (1) 発注年月日
  - (2) 品番・仕様
  - (3) 数量
  - (4) 単価・代金額
  - (5) 納期
  - (6) 納入場所
  - (7) 支払方法
  - (8) 受渡条件
  - (9) その他細部約定事項
2. 個別契約は、甲が所定の注文書により乙に発注し、乙がこれを承諾することによって成立する。
3. 乙は、甲の発注内容に疑義又は異議がある場合には、注文書が乙に到達後10日以内に申し出るものとし、申し出のない場合、甲の発注どおり承諾したものとする。

#### 第4条 (個別契約の変更)

甲又は乙は、個別契約の内容を変更する必要性が生じた場合、速やかに相手方に通知し、相手方と協議の上、個別契約を変更することができるものとする。なお、個別契約を変更する場合、当該個別契約に係る注文書を訂正し、又は新たにこれらの書面を作成するものとする。

## 第2節 納入及び検収

### 第5条 (納入)

1. 乙は、納期に甲が指定した納入場所に甲が指定する数量の〔物品 / 部品〕を納入する。
2. 乙は、納期に所定の数量の全部若しくは一部を納入できない事情が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちにその理由及び納入予定時期を甲に申し出、甲乙協議の上、対策を決定し実施する。
3. 乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、納期に納入できなかったため甲に生じた一切の損害を賠償しなければならない。

### 第6条 (検収及び受領)

1. 甲は、乙による〔物品 / 部品〕の納入後、直ちに、甲の定めた検査方法、検査規格に基づき受入検査を行い、合格した〔物品 / 部品〕のみを受け入れる（以下「検収」という。）。甲は、不合格となった〔物品 / 部品〕について、速やかに書面等により乙に通知するものとする。
2. 前項の定めにもかかわらず、甲乙間であらかじめ受入検査を省略することとした場合は、甲は、乙が納入した〔物品 / 部品〕を直ちに受領するものとし、これをもって甲による検収の完了とみなす。
3. 乙は、検査の結果、不合格になった〔物品 / 部品〕について、乙の負担でこれを引き取り、甲の指定する期限までに代品納入を行い、また、数量不足が判明したときは、追加納入をしなければならない。
4. 乙は、受入検査の結果、契約数量を超えて超過納入をした場合には、甲の指定する期限までに乙の負担で超過分を引き取るものとする。
5. 本条第3項及び第4項に関し、甲が別段の指示を行った場合、乙はこれに従うものとする。
6. 乙は、甲による受入検査結果に関し、疑義又は異議があるときは、遅滞なく甲に申し出、甲乙協議の上解決するものとする。

### 第7条 (所有権及び危険の移転)

1. 〔物品 / 部品〕の所有権は、検収をもって乙から甲に移転するものとする。
2. 〔物品 / 部品〕の全部又は一部が、甲の受入検査合格のときまでに、甲乙いずれかの責めに帰すべからざる事由により滅失若しくは毀損したときは、乙がその一切の損害を負担する。

### 第3節 品質保証及び仕様

#### 第8条 (品質保証)

1. 乙は、甲に引き渡す【物品 / 部品】が次条に定める仕様 に適合し、甲及び市場の要求に合致する品質であることを保証する。
2. 乙は、【物品 / 部品】の品質を保証するため、品質保証体制を確立し、品質管理に関する文書を整備し、品質管理記録を作成する。
3. 甲は、本契約の目的を達成するため必要な限りにおいて、乙に対し、前項の文書及び記録の提出を求めることができる。
4. 甲は、必要があると認めたときは、乙の施設において【物品 / 部品】の製造工程その他品質管理の状態を調査することができる。この場合には、甲は乙に対し、調査の時期及び方法等について事前に通知し、協議する。
5. 【物品 / 部品】に不良が発見され、甲がその不良に対する対策を乙に要求した場合には、乙はその原因を解析し、再発防止の措置を実施し、その結果を甲に報告する。
6. 【物品 / 部品】に関する乙の品質保証体制又は品質管理の状況について改善すべき事項を甲が指摘した場合、乙はその事項を検討の上必要な処置を実施し、その結果を甲に報告する。

#### 第9条 (仕様)

1. 【物品 / 部品】の仕様は、次の各号に準拠していなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、規格、標準、各種資料及びこれらに準ずる書類で、甲が作成し、乙に貸与したもの
  - (2) 図面仕様書類で、乙が作成し、甲が受領したもの 以下「納入仕様図面」という。）
  - (3) JIS規格等の公に定められた規格（但し、公に定められた規格と貸与図面又は納入仕様図面との間に不一致がある場合は、貸与図面又は納入仕様図面を優先する。）
  - (4) 法令、条例等に定められた基準
  - (5) 前各号のほか、甲乙が協議して決定した事項
2. 乙は、乙又は乙の製作者の図面仕様等について、甲から発注された【物品 / 部品】の製作の着手前に、甲から受領印を受けなければならない。納入仕様図面の変更若しくは追加の場合も同様とする。
3. 甲又は乙は、第1項各号の内容に関して疑義又は異議を有するときは、遅滞なく相手方にその旨を申し出、甲乙協議の上解決を図るものとする。

### 第4節 支給品及び貸与品

#### 第10条 (支給品)

1. 甲は、乙に対し、次の各号のいずれかに該当する場合、乙と協議の上、乙との取引に必要な原材料、製品、半製品、部品、包装材料等（以下「支給品」という。）を有償又は無償で支給することができる。
  - (1) 【物品 / 部品】の品質、機能又は規格を維持するため必要な場合
  - (2) 乙からの依頼に基づき、甲が必要と認めた場合
  - (3) その他正当な理由がある場合
2. 甲は、支給品を乙に支給する場合、あらかじめ品名、品番、数量、納期等を乙に通知する。

#### 第11条 (支給品の取扱い)

乙は、甲から支給された支給品について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲の事前の許可なく支給された用途以外の使用をし、又は第三者に貸与、売却若しくは担保提供等の処分をしてはならない。

#### 第12条 (貸与品)

1. 甲は、乙に対し、必要に応じ、甲乙協議の上、機械、型、図面、工具等を貸与することができる（以下「貸与品」という。）。
2. 貸与の方法、期間、賃貸料等については、甲乙協議の上決定するものとし、貸与品の取扱いについては前条の規定を準用する。

### 第5節 価格及び支払い

#### 第13条 (価格)

1. 【物品 / 部品】の価格は、甲乙協議の上決定するものとする。
2. 【物品 / 部品】の価格には、別段の定めがない限り、検収までの荷造包装費、運賃、荷積み降し費、開梱費及び保険料費等、一切の費用を含むものとする。

#### 第14条 (支払い)

甲は、乙より引き渡された【物品 / 部品】の代金を、甲乙間で別に取り決めた方法により支払うものとする。

### 第6節 不良補償・製造物責任

#### 第15条 (不良補償責任)

1. 乙は、検収後1年以内に納入した【物品 / 部品】に不良が発見されたときは、甲の請求に基づき、速やかに補修又は代品納入を無償で行うものとする。但し、不良の原因が、甲の責めに帰すべき場合にはこの限りでない。



2. 検収後1年を越えた後であっても、〔物品 / 部品〕の相当の耐用期間内において重大な不良が発見され、かつその原因が乙の責めに帰すべき場合には、前項本文を適用するものとする。
3. 前2項に関し、甲が乙の承諾を得て、甲又は第三者をして補修を行った場合には、甲は乙に対し、その費用の償還を求めることができる。
4. 前3項に関し、甲が損害を被った場合、甲は乙に対し、補修又は代品納入を請求するとともに、又はこれに代えて損害の賠償を請求することができる。

#### 第16条 (改造・修理時の不良補償責任)

納入〔物品 / 部品〕の検収後、甲が乙の指定する方法、部品及び材料をもって、甲又は第三者をして改造・修理を行った場合も、前条各項を準用するものとする。

#### 第17条 (乙の異議申立)

前2条の適用にあたり、乙は、不良の有無又は補償内容等について異議があるときは、遅滞なく甲にその旨を申し出、甲乙協議の上解決するものとする。

#### 第18条 (製造物責任)

乙が甲に納入した〔物品 / 部品〕の設計上、製造上、又は指示警告上の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、これにより甲が損害を被った場合には、乙は、当該損害を賠償するものとする。但し、甲の指定する仕様書等に起因する場合で、かつ結果が生じたことについて乙に過失がない場合は、乙は賠償の責めを負わない。

### 第7節 知的財産権

#### 第19条 (知的財産権)

1. 乙は、〔物品 / 部品〕の製作及び納入にあたり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の知的財産権を侵害しないよう、万全の注意を払わなければならない。
2. 乙は、第三者との間において知的財産権の侵害等の紛争が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、遅滞なく書面によりその旨を甲に通知するものとする。
3. 乙は、第三者との間において知的財産権の侵害等の紛争が生じた場合、又はそのおそれがある場合、その費用と負担において、使用許諾を得る等により当該紛争を解決するものとし、当該紛争により甲が被った損害の一切を補償するものとする。但し、紛争が、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

## 第3章 一般規定

### 第1節 通則

#### 第20条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約及び個別契約に係る自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

#### 第21条 (機密保持)

甲及び乙は、取引関係を通じて知り得た相手方の営業上又は技術上の秘密を第三者に漏洩してはならず、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。

#### 第22条 (調査及び改善)

1. 乙は、目的物の単価、品質、機能、製作方法等の改善のために、新技術の開発、甲への改善提案、情報提供等を積極的に行うものとする。
2. 甲は、本契約の目的を達成するため、乙の品質、生産等について改善の必要を認めた場合は、乙の同意を得て乙の事業所等での調査を行い、改善依頼及び指導を行うことができる。

#### 第23条 (再委託)

1. 乙は、〔物品 / 部品〕の製作にあたり、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 前項但書の場合といえども、乙は〔物品 / 部品〕の品質保証、納入、貸与図面の取扱い、知的財産権、機密保持等に関し、本契約及び個別契約で負う責任を免れることはできない。

### 第2節 契約解除

#### 第24条 (通知義務)

乙に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに甲に通知しなければならない。

- (1) 営業の譲渡・譲受又は合併
- (2) 住所、代表者、商号又は重要な組織の変更
- (3) 次条第1項各号の事由

#### 第25条 (契約解除)

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき

- (3) 解散の決議をしたとき
  - (4) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分又は強制執行を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (5) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡処分を受けたとき
  - (6) 信用力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
  - (7) 災害、労働争議その他により、本契約又は個別契約の履行を困難にする事由が生じたとき
  - (8) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
  - (9) 前各号に準ずる重大な事由が生じたとき
2. 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相当の期間において催告の上、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、【物品 / 部品】の製作に着手しないとき、又はその製作を中止したとき
  - (2) 正当な理由なく、【物品 / 部品】を納入しないとき
  - (3) 甲に無断で【物品 / 部品】を第三者に譲渡したとき
  - (4) 前項各号に掲げる事由が生ずるおそれがあるとき
3. 甲又は乙は、相手方が本契約各条項又は個別契約に違反したときは、相当の期間において催告の上、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 甲又は乙は、前2項のほか、相手方の同意を得て、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

#### 第26条 (契約終了時の措置)

1. 乙は、本契約の終了にあたり、貸与図面、貸与品及び無償支給品を甲に直ちに返却するものとする。
2. 甲は、本契約の終了にあたり、【物品 / 部品】、仕掛品及び有償支給品を第三者に優先して乙から買い取る権利を有する。
3. 甲又は乙は、前条第1項各号のいずれかの解除事由が自らに生じたときは、相手方に対して負担する一切の債務につき、自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに弁済しなければならない。前条第2項により、本契約又は個別契約が解除されたときも同様とする。

#### 第27条 (残存条項)

甲及び乙は、本契約の終了後においても、第30条が有効に存続することを相互に確認する。

#### 第28条 (損害の補償)

甲又は乙は、相手方に第25条第1項又は第2項の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、相手方に対して解除権を行使するとともに、又はこれに代えて、自己に生じた損害の賠償を請求することができる。

### 第3節 付則

#### 第29条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 相手方又は相手方の役員若しくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

#### 第30条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、本契約の期間満了2ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、本契約の有効期間は、自動的に1年ずつ延長されるものとする。

#### 第31条 (準拠法・管轄)

1. 本契約は日本法に準拠し、これに従い解釈される。
2. 本契約又は個別契約に関し、甲乙間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第32条 ビジネスパートナーの行動規範、コンプライアンス)

ビジネスパートナー行動規範 (BPCoC) の有効性、および同規範に規定された特定の要件および義務を遵守する義務は、補足的に明示的に言及されています。BPCoCはZIEHL-ABEGGのダウンロードエリア (<https://www.ziehl-abegg.com/ja/サービス>) でご覧いただけます。サプライヤーは、ZIEHL-ABEGGの積極的かつ誠実な参加と関与を通じて、法的に規定されたデューデリジェンスプロセスの実施を支援します。特に、BPCoCに表明されたZIEHL-ABEGGの人権と環境への期待に関しては、サプライチェーンにおける企



業のデューデリジェンスに関するドイツ法の下でのZIEHL-ABEGGの義務の履行を背景に、以下が適用されます：

ZIEHL-ABEGGは、法律およびBPCoCに記載された要求事項の遵守に関して、ケースバイケースでさらなる情報を要求し、正当な理由がない限り、最大で1暦年につき1回、事前の通知後、通常の営業時間内に、サプライヤーの敷地内において、または外部の専門家により、現場でそれぞれの適用される法律規定に従って、遵守状況を検証する権利を有します。いかなる検査においても、納入業者の正当な守秘義務を考慮するものとし、業務プロセスは可能な限り損なわれないものとします。

- サプライヤーは、ZIEHL-ABEGG BPCoCに規定された原則および義務の遵守を、その直接のサプライヤーに対する対応する契約上の要件によって保証し、ZIEHL-ABEGGに関連するサプライチェーンに沿った原則遵守の義務を、その直接のサプライヤーに伝達するよう義務付けるものとします。
- サプライヤーは、ZIEHL-ABEGGのBPCoCで規定されている原則および適用される法律について、自社の管理職および従業員が適切なレベルの知識と理解を得られるよう、適切なコンプライアンス教育手段を設計し、実施するものとします。
- サプライヤーがBPCoCに含まれる原則と義務に相当程度違反した場合、ZIEHL-ABEGGは、他の契約上の救済措置とは関係なく、契約関係に適用される法的規定（特に期限の設定と警告の発行）に従い、臨時の通知によりサプライヤーとの取引関係を終了する権利を有します。契約解除を保留し、違反行為を終了または最小化し、将来の違反行為を回避するためのコンセプトを直ちに作成し、実施するようサプライヤーに指示することは、ZIEHL-ABEGGの裁量に委ねられます。コンセプトの実施期間中、ZIEHL-ABEGGは自由に取引関係を一時的に停止することができます。

### 第33条（誠実協議）

本契約若しくは個別契約に定めのない事項、又は本契約若しくは個別契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

# The Royal League

